

証券コード 9561  
2025年7月24日

株 主 各 位

大阪市中央区瓦町2丁目4番7号  
新瓦町ビル8階  
株式会社グラッドキューブ  
代表取締役CEO 金島 弘樹

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.glad-cube.com/>

上記のウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名に「グラッドキューブ」又はコードに「9561」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年8月7日（木曜日）午後7時までを必着に、ご送付くださいますようお願い申し上げます。また、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月8日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2-3オービック御堂筋ビル2F  
オービックホール ホールD+E

### 3. 株主総会の目的事項

#### 決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件         |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

以 上

- 
- \* 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集のご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - \* 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - \* ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
  - \* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - \* 総会ご出席株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 臨時株主総会におけるライブ配信に関するご案内

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただけるよう、オンラインでのライブ配信を実施いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. ライブ配信について

ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる確認を経て、オンライン（Zoom）で配信されるライブ中継動画を視聴いただくものであります。

#### 2. 参加の手続き

- (1) 本ライブ配信へ参加される株主様は、別紙にてお送りする書面に記載の「ライブ配信サイト」のリンクにアクセスのうえ、同書面に記載のID及びパスワードを入力してください。
- (2) 本ライブ配信へ参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので事前に書面により議決権を行使してくださいませよう願ひ申し上げます。

#### 3. 配信日時

2025年8月8日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※2025年8月8日午前9時50分より配信ページにアクセスいただけます。

#### 4. その他、注意事項

- (1) 当日ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ず会場に出席される株主様のお姿が映りこんでしまう可能性がございます。
- (2) 本ライブ配信の写真撮影、録音、録画及びSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。悪質な利用が認められた場合は、ご視聴を制限する場合があります。
- (3) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 本ライブ配信参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (5) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (6) 本ライブ配信に参加いただけるのは、当社株主名簿（2025年6月30日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。また、ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- (7) 本ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (8) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、本ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://corp.glad-cube.com/>)においてお知らせいたします。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設並びに監査役及び監査役會に關する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役會</u> (4) 會計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役會 (削除) <u>(2) 監査等委員會</u> <u>(3) 會計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総會 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総會 第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期限を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役会に定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第37条（条文省略）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがあるもののほか、<u>監査等委員会の定める監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人 第32条～第33条（現行どおり）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算 第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 本附則第1条及び本条は、施行日をもって削除する。</p>	<p>第7章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年8月8日開催臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条 2025年8月8日開催臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前に在任していた監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かねしま ひろき 金島 弘樹 (再任) (1979年5月17日生)	2002年1月 株式会社エイワ 入社 2007年1月 合同会社GLAD CUBE 設立 取締役就任 2008年2月 株式会社グラッドキューブに組織変更 代表取締役就任 2014年1月 当社代表取締役CEO就任 (現任) 2025年5月 SPAIA, Inc. CEO就任 (現任)	5,370,000株
	選任理由	金島弘樹氏は、当社の創業者であり、経営、IT、マーケティング、ファイナンス等の分野における幅広い経験と実績、識見を有しており、事業全体の牽引と強化拡大に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	たからべ ゆき 財部 友希 (再任) (戸籍上の氏名： 畝田 友希) (1970年7月6日生)	2006年7月 イケアジャパン株式会社 入社 2011年9月 アクセンチュア株式会社 入社 2012年8月 株式会社Catch 設立 代表取締役就任 2014年1月 当社入社 取締役COO就任 2019年1月 当社取締役CFO就任 2020年4月 当社取締役COO/IRO就任 2022年3月 当社取締役CIRO/経営企画部長就任 2023年3月 当社専務取締役CIRO/経営企画部本部長就任 2023年12月 株式会社サンワカンパニー (現 株式会社ミラ タップ) 社外取締役就任 (現任) 2025年1月 当社専務取締役CIRO/コーポレート本部長就 任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラタップ 社外取締役	174,000株
	選任理由	財部友希氏は、経営者としての経験、営業分野における豊富な業務経験と実績、及び事業全体にわたる幅広い識見を有しており、IR及びPR活動基盤の構築と強化を進め、企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	にしむら みき 西村 美希 (再任) (1972年11月5日生)	1999年 8月 松澤税理士事務所 入所 2001年12月 高橋会計事務所 入所 2002年12月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2009年 2月 公認会計士登録 2016年 8月 当社入社 2019年 4月 当社執行役員ビジネスサポート部長就任 2020年 3月 当社取締役ビジネスサポート部長就任 2022年 3月 当社取締役CFO/ビジネスサポート部長就任 2023年 3月 当社取締役CFO/ファイナンスマネジメント本部長就任 2025年 1月 当社取締役CAO/経営戦略部長就任 (現任)	18,000株
	選任理由	西村美希氏は、公認会計士として監査法人での業務経験、会計分野における幅広い経験と識見、バックオフィス構築の実績を有しており、バックオフィス及びコーポレートガバナンス体制強化に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	かねしま ゆうき 金島 由樹 (再任) (1984年10月30日生)	2011年 1月 当社入社 2020年 7月 当社プロモーション統括本部執行役員就任 2022年 3月 当社取締役プロモーション統括本部長就任 2023年 3月 当社取締役COO/プロモーション統括本部長就任 (現任)	190,000株
	選任理由	金島由樹氏は、当社入社以来、担当するプロモーション統括本部の好調な業績へ寄与しており、企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	うえすぎ たつお 上杉 辰夫 (再任) (1964年9月22日生)	1987年4月 Apple Computer,inc (現Apple inc.) 入社 1991年5月 International Business Machines Corporation 入社 1993年10月 Global Micro Solutions, Inc. 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2001年10月 GMS Japan株式会社 設立 代表取締役会長就任 (現任) 2010年6月 Social Rewards, Inc. 設立 CTO就任 (現任) 2015年7月 当社社外取締役就任 2025年5月 当社取締役就任 (現任) 2025年5月 SPAIA, Inc. COO就任 (現任) (重要な兼職の状況) Global Micro Solutions,Inc. 代表取締役社長 Social Rewards, Inc. CTO GMS Japan株式会社 代表取締役会長	42,000株
	選任理由	上杉辰夫氏は、経営者として会社経営に関する豊富な知識と経験を有しており、経営力の強化に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	くぼた まさみ 久保田 匡美 (新任) (戸籍上の氏名： 齋藤 匡美) (1982年6月27日)	2007年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年10月 公認会計士登録 2022年9月 久保田匡美公認会計士事務所開業（現任） 2023年3月 当社社外監査役就任（現任） (重要な兼職の状況) 久保田匡美公認会計士事務所 所長	一株
	選任理由及び 期待される役割の概要	久保田匡美氏は、2023年より当社の社外監査役を務めております。同氏は、公認会計士として、財務会計、監査に関する知見を有し、当社取締役の職務執行の監督によりコーポレート・ガバナンスの徹底に貢献しております。これらの知見や経験を活かした、当社の経営に対する監督、助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	いけはら こういち 池原 浩一 (新任) (1978年1月5日)	2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年 5 月 公認会計士登録 2011年 1 月 池原公認会計士事務所開業（現任） 2011年 3 月 税理士登録 2015年 3 月 日本セラミック株式会社社外監査役就任 2016年 3 月 日本セラミック株式会社取締役(監査等委員)就任（現任） 2016年 3 月 当社社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 池原公認会計士事務所 所長 日本セラミック株式会社 取締役(監査等委員)	一株
	選任理由及び 期待される役割の概要	池原浩一氏は、2016年より当社の社外監査役を務めております。同氏は、公認会計士として、財務会計、監査に関する知見を有し、当社取締役の職務執行の監督によりコーポレート・ガバナンスの徹底に貢献しております。これらの知見や経験を活かした、当社の経営に対する監督、助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ひぐち のりと 樋口 宣人 (新任) (1966年6月8日)	1990年 4月 株式会社三菱総合研究所 入社 2000年 6月 ケンコーコム株式会社 取締役就任 2015年 6月 株式会社ウォーターダイレクト 代表取締役社 長就任 2016年 8月 Dエンジン株式会社 マネージングディレクタ ー就任 2018年 6月 GROUND株式会社 常勤監査役就任 2019年 9月 Fracta Japan株式会社 代表取締役就任 2024年 8月 株式会社天地人 執行役員COO就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社天地人 執行役員COO	一株
	選任理由及び 期待される役割の概要	樋口宣人氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の業 務執行に対する監査及び監督機能強化や、幅広い経営的視点からの助言を期 待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者はいずれも、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久保田匡美氏及び池原浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、久保田匡美氏及び池原浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、樋口宣人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
にし ひろあき 西 宏章 (1967年2月2日生)	1989年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1994年7月 野上公認会計士事務所入所 1995年7月 北斗税理士法人（現仰星監査法人）入所 2003年7月 北斗税理士法人入所 2003年10月 北斗税理士法人社員就任 2006年7月 北斗税理士法人代表社員就任(現任)	一株
選任理由及び 期待される役割の概要	西宏章氏は公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有し、北斗税理士法人の代表社員を務める等幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する監督、助言を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西宏章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西宏章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、当社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年3月30日開催の株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、年額350百万円以内といたしたく存じます。

本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬体系やその水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は5名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

# 臨時株主総会会場ご案内図



## 会場

大阪市中央区平野町4丁目2-3  
オービック御堂筋ビル 2F  
オービックホール ホールD+E

## 日時

2025年8月8日(金)午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

## 交通のご案内

### ■ 地下鉄御堂筋線

「淀屋橋駅」下車  
南出入口(⑬号出口)から  
徒歩約3分

「本町駅」下車  
北出入口(②号出口)から  
徒歩約4分

### ■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車  
出入口(③号出口)から  
徒歩約7分